

留意事項

I. 個人情報を取り扱う事務に係る特記事項

(個人情報の帰属)

第1条 本業務の履行に際して一般財団法人東京マラソン財団（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から乙が作成した個人情報並びに委託管理上甲が保有する必要がある個人情報は、すべて甲の保有する個人情報とする。

(受託者の責務)

第2条 乙は本業務の履行に際して取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）を遵守して取り扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払う。

2 前項の規定により乙が負う責務及び機密保持に必要な事項のうち、甲の保有する個人情報に係る事項は次の各号による。

(1) 甲の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止

(2) 再委託を行う場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容及び事業執行場所を甲に通知し承諾を得た上で、再委託先にも本条と同様の秘密保持に関する取扱いとする責務を課し、順守させること。

(3) 甲の保有する個人情報の複写及び複製の禁止

なお、甲の保有する個人情報の複写又は複製を行う場合は、あらかじめ甲の承諾を得た上で、複写又は複製の範囲を最小限に止めること。

(4) 個人情報の授受、保管及び管理については、個人情報の紛失、消滅、毀損等の事故を防止するため、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理等を行うこと。

(5) 個人情報保護に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が、厳重な注意を払い甲の保有する個人情報を管理すること。

(6) 前号の業務責任者は、甲の保有する個人情報を取り扱う業務に従事する者に対して、事前に個人情報保護に関する教育や研修を行うこと。

(7) 甲が必要に応じて行う甲の保有する個人情報の管理状況についての立入調査に対応すること。

(8) 事故発生時には速やかに甲に報告をすること。

なお、甲は、必要に応じて乙の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

(9) 業務終了後又は甲が請求したときは、甲が提供した個人情報の記載・記録された資料等について、速やかに甲に返還すること。

(10) 前号に規定する甲が提供した資料等以外の業務に係る個人情報については、業務終了後、適正に廃棄又は消去し、廃棄又は消去結果について記録媒体ごとに、消去した情報・数量・消去方法・消去日等を書面で甲に報告すること。

(契約解除及び損害賠償)

第3条 甲は、乙が関係法令や前二条の個人情報保護に関する義務規定に違反し又は義務を怠ったときは、乙に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償請求等の措置を行うものとする。

(その他)

第4条 乙は、本特記事項の解釈等、個人情報の取扱について疑義を生じた場合、その都度甲に確認し、本業務を行うこと。

II. 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

〈製造段階での環境配慮〉

- ①再生材料(再生紙、再生樹脂等)を使用したもの
- ②余材、廃材(間伐材、小径材等)を使用したもの
- ③再生しやすい材料を使用したもの

〈使用段階での環境配慮〉

- ④使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑤修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑥梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

〈廃棄・リサイクル段階での環境配慮〉

- ⑦分別廃棄やリサイクルがしやすい(単一素材、分離可能等)もの
- ⑧回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑨耐久性が高く、長期使用が可能なもの

〈その他の環境配慮〉

- ⑩製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの。
- ⑪製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質(温室効果ガス等)の使用、排出が少ないもの
- ⑫その他

III. 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

IV. 暴力団等の排除

- (1) 財団は受託者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号)に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者(ただし、排除措置期間中に限る。)(以下「暴力団関係者等」という。)であることが判明した場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- (2) 財団は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

- (3) 受託者は、暴力団関係者等にこの業務の全部又は一部を委託してはならない。
- (4) 受託者が暴力団関係者等に再委託していたことが判明した場合は、財団は受託者に対して、当該契約の解除その他必要な措置を求めることができる。
- (5) 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 財団は、(2)に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、財団の契約から排除する措置を講ずることができる。
- (7) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場合(再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく財団への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- (8) 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく書面を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
- (9) 受託者は、再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- (10) 財団は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく財団への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、財団の契約から排除する措置を講ずることができる。